資料１－２
添加物部会
令和8年10月30日

消　食　基　第　４７３号
令　和　８　年　１０月　１９日

食品衛生基準審議会
　会長　曽根　智史　殿

内閣総理大臣　　高市　早苗
（　公　印　省　略　）

諮　問　書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第１項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）について次の改正を行うこと。

（１）第２　添加物のＣ　試薬・試液等の１．試薬・試液のうち、「カフェイン、定量用」、「ジフェニルアミン、定量用」、「ｐ－ヒドロキシ安息香酸、定量用」及び「ｐ－ヒドロキシ安息香酸メチル、定量用」について、確認試験の項目の改正及び新たな設定を行うこと。

（２）第２　添加物のＤ　成分規格・保存基準各条のうち、「ミツロウ」の脂質、石けん、モクロウ及びロシンに係る純度試験について改正を行うこと。

（３）第２　添加物のＣ　試薬・試液等の１．試薬・試液のうち、「Ｌ（＋）－アスパラギン酸ナトリウム一水和物」及び「*d*－γ－トコフェロール、定量用」並びにＤ　成分規格・保存基準各条のうち、「Ｌ－アスパラギン酸ナトリウム」について、記載整備の観点から改正を行うこと。